

にいがた PPP/PFI 研究フォーラム設置要綱

(設置目的)

第1条 新潟県内における公共施設等の整備・維持管理・運営等に関し、地域の産官学金間の連携の強化、県・市町村及び民間事業者の能力の向上を図り、PPP/PFI 事業(以下「公民連携事業」という。)の導入を促進することにより、効率的かつ効果的な公共施設の整備・運営及び良好なサービスの提供を確保し、もって地域経済の成長に寄与することを目的として、にいがた PPP/PFI 研究フォーラム(以下「本会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 本会は、新潟県内の産官学金の団体等の参加をもって組織する。

- 2 本会への参加を希望する関係者は、その旨を事務局に申し出ることにより、参加することができるものとする。
- 3 本会の円滑な事業実施及び運営を確保するため、コアメンバーを選定する。

(事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するために、関係機関の参画・協力を得ながら、次の事業を行う。

- (1) セミナーの開催等を通じた公民連携事業に関する情報・ノウハウの共有
- (2) 新潟県内における公民連携事業の案件の掘り起こし及びその形成・推進のための官民対話の実施支援
- (3) その他、新潟県内における公民連携事業の導入促進のために必要な事業

(事務局)

第4条 本会の事務局は、新潟県総務部行政改革課及び株式会社第四北越銀行コンサルティング事業部に置き、本会の事業実施・運営に関する企画立案等を行う。

(コアメンバー)

第5条 コアメンバーは、事務局に対する助言を行うほか、各々の構成団体・企業等に対し、本会が開催するセミナー等に関する周知及び参加の呼びかけ等を行う。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月15日から施行する。

別表（第2条関係）

コアメンバー

新潟県商工会議所連合会
新潟県商工会連合会
新潟県中小企業団体中央会
新潟経済同友会
新潟県市長会
新潟県町村会
株式会社大光銀行
株式会社日本政策投資銀行新潟支店

※順不同

事務局：新潟県、株式会社第四北越銀行